

【イギリス】 議会新会期の施政方針

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2013年5月8日イギリス議会で女王演説が行われ、同日から翌年4月頃までの新会期の政府提出予定法案その他の政府の施政方針が明らかになった。

1 女王演説

女王演説は、イギリス議会の各会期の開会式において女王が大臣に代わり約1年間の会期中の政府提出予定法案等を示すものであり、日本の施政方針演説に相当する。今回は、イギリス経済の競争力の強化、財政赤字の削減及び懸命に働く国民が報われる経済の実現が優先課題とされており、規制緩和、特殊法人の廃止、高速鉄道の建設等に関する法案の提出その他の課題への取組みが予定されている（注1）。

2 政府提出予定法案等の概要

- (1) **国民保険料法案** 中小企業と公益団体を支援してその国民保険料の負担を軽減するため、2014年4月からこれらを含む企業等に新規2千ポンドの雇用手当を交付する。
- (2) **規制緩和法案** ①経済外規制の所管官庁にその処分が経済成長に及ぼす影響について考慮する義務を課し、②公共住宅の入居者がその入居中の住宅を購入する権利の行使期間を5年間から3年間に短縮し、③他人に危険を生ずるおそれのない事業を営む自営業者の労働安全衛生法上の義務を免除する。
- (3) **知的財産法案** 欧州連合の統一特許裁判所制度を実施し、意匠権の内容を明確化してその技術革新、投資及び取引を促進し、意匠権紛争の和解による解決を促進する。
- (4) **消費者権法案草案** 現在8法令に散在しその実施権限が60を超える消費者法制を1法律に統合し、消費者法違反による被害者が補償を受けやすくし、あわせて技術進歩に応じ電子書籍やソフトウェア等の質に対する消費者の権利等を定める。
- (5) **地方自治体の会計検査及び透明性の向上に関する法案** 地方自治体の会計監査に当たる国の特殊法人の監査委員会を廃止して新たな監査制度を導入する。健全な地方自治に必要な独立した自由な新聞の保護を図り、地方自治体機関誌の不公正な競争を規制する。住民投票による承認が必要な地方税の増税の範囲を拡大する（注2）。
- (6) **高速鉄道関係 2 法案** 景気浮揚も兼ねて計画中のロンドンとイングランド北部を結ぶ高速鉄道（HS2）について、政府に用地の収用権限及び詳細設計作業や環境影響評価の基礎的調査に関する財政権限が付与される。高速鉄道網の建設や運行により影響を受ける者に対する補償も法制化される。
- (7) **エネルギー法案** 炭素排出量を削減し電力需要の増加に応じた発電が可能な新規クリーン・エネルギー発電設備の開発に1100億ポンドの投資を確保する措置を講じる。
- (8) **水道法案** 小口上下水道市場の参入障壁の撤廃により、顧客の選択肢を増やして価

格やサービスを適正化し、事業者相互の上水売買を可能とすることで干ばつ時の需給調整機能を高める。新規水源開発、排水の利活用等の開発事業を活性化する。

(9) **育児制度改革** 勤労家庭の育児サービス費用を補助する制度の導入、学校の始業前及び放課後並びに休日における学童保育の推進等の改革が提案されている。

(10) **教育制度改革** 学習内容に応じて授業時間を積み上げるモジュール授業の廃止等の全国教育課程改革、中等教育修了一般資格試験の科目を絞る等の試験改革、学校の裁量で全面的に成果主義的昇給制度を導入できる教員給与改革等が提案されている。

(11) **住宅購入支援策** 金融危機以降における住宅購入資金の調達難の解消を図り、政府が住宅購入予定者に対し住宅担保融資又は住宅ローンの政府保証を行う（注3）。

(12) **介護法案** 保険料の徴収を前提に自宅を売却しないで介護費用が捻出できるような個人の生涯費用負担に限度額を設ける。また、錯綜する介護関係法令を統一する（注4）。

(13) **年金法案** 公的年金の受給資格年齢を67歳に引き上げるとともに、現行の3つの公的年金制度を一元化して全国民に原則一律額を支給する年金に統合する（注5）。

(14) **移民法案** 福祉利用目的の外国人の入国の抑制等を図り、短期滞在者の国民医療制度の利用を制限し、不法入国者の国外退去処分や外国人違法雇用の取締りを強化し、家主に借家人の在留資格の確認義務を課し、不法入国者の運転免許の取得を禁止する。

(15) **サイバー犯罪の捜査** 国家安全保障及び公衆保護の必要上、捜査機関、情報機関等にIPアドレスの利用情報等の通信データの使用権限を与える改革を提案している。

(16) **その他** 再犯率の低下を目的として仮釈放者全員を1年以上の保護観察に付することとして保護観察期間の短期を延長する犯罪者更生法案、雇用者責任の追及又は労災保険に相当する雇用者責任保険による補償が困難なアスベスト被害者の救済を図る中皮腫法案等の提出、2014年9月に実施予定のスウェーデンの独立を問う住民投票に向けて現行法制度及び独立後の課題等を記載した文書の刊行等が予定されている。

3 今後の予定

政府提出予定法案は今後順次議会に提出される見込みであるが、2の(3)、(5)、(12)等一部は既に提出されている。政府提出予定法案草案は、意見公募や下院の省別特別委員会等による事前審査の後、政府が内容を調整して正式な法案を議会に提出する。

注(インターネット情報は2013年6月19日現在である。)

- (1) The Queen's Speech 2013 – briefing notes. <<https://www.gov.uk/government/news/the-queens-speech-2013-background-briefing-notes>>
- (2) 地方自治体の財源となる地方税の増税は2011年に住民投票事項とされており(Localism Act 2011 (c.20), s.72; 「『2011年地域主義法』が成立】英国」『自治体国際化協会ロンドン事務所マンズリーレポート』2011.11, p.6. <<http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/mtopic201111.pdf>>)、今回の法案は地方特殊法人の財源となる地方税の増税にその範囲を拡大しようとするものである。
- (3) 河島太郎「【イギリス】2013年度予算」『外国の立法』255-2号, 2013.5, p.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8205975_po_02550204.pdf?contentNo=1>
- (4) 同上
- (5) 河島太郎「公的年金制度の一元化構想と年金法案草案の公表」『外国の立法』255-1号, 2013.4, p.29. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196105_po_02550112.pdf?contentNo=1>